

水道用次亜塩素酸ナトリウムの購入仕様書(単価契約)

(一般)

第1条 本仕様書にて購入する水道用次亜塩素酸ナトリウム(以下「次亜塩素酸」という。)は、大阪広域水道企業団四條畷水道センター管内の施設において水処理用に使用するものである。

(関係法令順守)

第2条 受注者は、本仕様書及び次亜塩素酸納入に関するすべての関係法令を遵守しなければならない。

(品質)

第3条 本仕様書に基づき納入する次亜塩素酸は、次の各号に定める品質規格に適合すること。

- (1) 納入する次亜塩素酸は JWWA K120 2008-2 の品質特級であり、JWWA 水道薬品等の認証登録品であること。また、納入日前3週間以内の製造品であること。なお、主な規格値は下記表のとおりである。

品質項目	単位	規格(出荷時)
有効塩素	%	12.0 以上
容量	kg	20 以上
外観		淡黄色の透明な液体
密度(比重) 20℃		1.16 以下
遊離アルカリ	%	2 以下
臭素酸	mg/kg	10 以下
塩素酸	mg/kg	2000 以下
塩化ナトリウム	%	2.0 以下

- (2) 平成 12 年 2 月 23 日付厚生省令第 15 号「水道施設の技術的基準を定める省令」(改定された場合、最新のものとする。)第 1 条第 16 号に適合する製品とする。なお、設定最大注入率は 100mg/l とし、試験方法は「水道薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」(厚生労働省健康局水道課)(改正された場合は、最新のものとする。)に基づくものとする。

(品質の証明)

第4条 受注者は第3条に示した項目に適合することを証明する分析試験結果書を発注者に提出しなければならない。ただし、(社)日本水道協会の水質用薬品等の認証登録を受けている場合については、その証明書の写しの提出をもって代えることができる。

2 前項の分析試験結果書は、公的機関(計量法による濃度計量証明事業所又は厚生労働大臣指定の水質検査機関)により提出日以前1年以内に発行されたものに限る。

3 受注者は納入ごとに品質検査結果を提出すること。

(納入場所)

第5条 納入場所は、次のとおりとする。

大阪広域水道企業団 四條畷水道センター 逢阪配水池

(大阪府四條畷市大字逢阪 408 番1)

(購入予定数量)

第6条 次亜塩素酸の最少購入予定量は 1 箱 20kg入りで 180 箱(最少年間購入箱数)、ひと月当たり 8 箱(最少ひと月当たり購入箱数)とする。ただし、水処理水量、水質などの変動により最少購入予定量を下回ることもありえる。また、災害時等にはライフラインである水道の事業継続に配慮し、次亜塩素酸の優先的な供給に協力すること。なお、納入は 20kg用キュービクル型外面ダンボール箱、内面は薬品の品質に影響を及ぼさない仕様とする。

(納入日時)

第7条 受注者は発注者の納入日時の指示に従い、次亜塩素酸の納入指示を受けた日から原則8日以内に納入しなければならない。

(納入計画書)

第8条 受注者は、次の各号に掲げる事項を契約締結後直ちに納入計画書として作成し、発注者の承認を得ること。

- (1) 納入に関する取扱責任者の経歴書(薬品の特性に熟知した者に限る。)
- (2) 薬品安全データシート(MSDS)
- (3) 緊急時連絡体制表

(緊急時の対応)

第9条 水処理上緊急に納入を依頼する場合があるため、受注者は納入計画書の緊急時連絡体制に基づき、これに応じられる体制を整えておくこと。

(原状回復)

第10条 納入時等に、装置、建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担において原状回復すること。

(納入場所への入場)

第11条 納入場所への入場は発注者が現地に到着後、開錠して入場するため、納入日時は受注者と十分に打合せをした上で厳守すること。

(契約解除)

第12条 納入された物品を使用することにより、水道法第4条に定める水質基準の遵守に支障をきたす事態等が生じ、発注者からの改善の要請を受けた場合において、正当な理由なくして受注者が直ちに措置を講じない場合は、発注者はこの契約を解除することができるものとする。

(容器回収)

第13条 使用済みの容器(空き箱)は受注者の費用をもって回収し、処分すること。また、回収日時は発注者と十分に打合せをした上で厳守すること。

(発生ゴミ)

第14条 納品に際して発生したゴミ等については、受注者の費用をもって処理、処分を行うこと。

(運搬費用)

第15条 納品に係る運搬費用は、全て受注者の負担とする。

(疑義等の決定)

第16条 この仕様書に定めのない事項、又は契約書及び仕様書に関して疑義が生じた時は発注者及び受注者協議の上、これを定めるものとする。